

入札監理小委員会
第662回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第662回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和4年6月1日（水）16：50～17：48

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会
2. 事業評価（案）の審議
○刑務所出所者等就労支援事業（厚生労働省）
3. その他
○刑事施設の運營業務（法務省）
4. 閉会

<出席者>

中川主査、浅羽副主査、辻副主査、生島専門委員、尾花専門委員、川澤専門委員

（厚生労働省）

職業安定局雇用開発企画課就労支援室 室長 小林 学
職業安定局雇用開発企画課就労支援室 室長補佐 矢野 誇須樹
職業安定局雇用開発企画課就労支援室 特定求職者雇用対策専門官
片柳 栄一

（法務省）

矯正局成人矯正課 企画官 森田 裕一郎
矯正局成人矯正課 補佐官 荒巻 由衣
矯正局成人矯正課 事務官 大隣 勝友
矯正局成人矯正課 事務官 岡戸 広之

（事務局）

渡部事務局長、長瀬参事官、飯村企画官

○中川主査 それでは、ただいまから第662回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、刑務所出所者等就労支援事業の実施状況について、厚生労働省職業安定局雇用開発企画課就労支援室、小林室長から御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は10分程度でお願いいたします。

○小林室長 それでは、よろしく申し上げます。厚生労働省職業安定局就労支援室長の小林と申します。令和3年度の事業の評価と今後の対応について、御審議をお願いしたいと思っております。

本事業は、市場化テストの対象となりました1期目である令和2年度から、協力雇用主等支援事業と支給業務とに事業を分割して実施してきました。

まずは資料1-1-1ですけれども、協力雇用主等支援業務を説明させていただきます。1ページの1番を御覧ください。

協力雇用主等支援業務については、受刑者や保護観察対象者などの刑務所出所者等の雇用が見込まれる事業主や協力雇用主に対して、刑務所出所者等の雇用に関する周知・啓発、求人開拓、情報収集を実施してございます。

2ページの(4)の受託事業者のところを御覧ください。最初に申し上げましたとおり、本事業は、令和元年度までは支給業務とあわせて1本の契約で業務を実施しておりましたが、本委員会での御指摘や事業者へのヒアリングを踏まえまして、業務の性質が異なる協力雇用主等支援業務と支給業務とを分割しまして、さらに協力雇用主等支援業務は小規模事業者の参入を促すために、契約を5つの地域に分割しました。これらによって1者応札の改善を目指していたところです。しかしながら、令和2年度以降、(4)に記載の事業者による1者応札が継続する状況となっております。

その下の(6)受託事業者決定の経緯のところですが、令和3年度の契約の入札におきましては、5つの自治体で1者ずつ応札がありまして、そのうち2者、東京と大阪ですけれども、こちらは予定価格の範囲内であったために落札となりましたけれども、それ以外の3者、神奈川と愛知、福岡が予定価格の超過となったために、当該3者に対して価格交渉を行った上で随意契約を実施したところです。

3ページの2の確保すべき質の達成状況及び評価のところですが、令和3年度後は、全ての事業者において実施要項及び仕様書に沿って業務を遂行いただきまして、事業目標についても全ての事業者が達成しております。コロナの感染拡大防止に配慮しながら、対面や

電話等の方法を拡大したりといったことを工夫しまして事業主に働きかけを行って、一定の成果を上げることができたと評価しております。

続きまして、3ページの下から4ページにかけてですけれども、3番の実施経費の状況及び評価のところです。市場化テスト導入前の令和元年度と令和3年度を比較しまして、5つ全ての自治体と地域で経費の削減が図られて、合計すると4.9%の経費削減が図られたと思っております。

その下の4の外部有識者からの評価ですが、本事業については、厚生労働省内で開催しています外部有識者等により構成される業務の実施状況のチェックをしておりますが、いずれも業務を継続することには問題ないという評価を得ているところでございます。

5ページにいただきました、全体的な評価のところ。本事業の全体的な評価といたしましては、④にあります公共サービスの質、それから⑤にあります経費削減の観点からは良好な実施状況であると評価できるものの、③にありますように、1者応札の対象には依然として課題が残っているといった状態と考えております。

その下の6の今後の事業のところですが、今申しましたように、本事業は市場化テスト導入後に競争性確保のために事業分割をしたり情報開示の充実と、いろいろ対応してきたところでございますけれども、依然として1者応札が継続しているという状況です。

1者応札の解消に至っていない根本的な要因としましては、本事業に新規参入するための体制の構築が困難であるということが考えられます。協力雇用主等への支援に当たりましては、刑事司法手続とか刑務所出所者等の就労支援に関する知見が必要であるということに加えて、国の機関をはじめ、保護司や篤志の面接員の方たちといった地域のボランティアの方たち、それから更生保護法人などの専門性を備えた体制整備の構築をすることは困難である。それゆえに、新規参入が困難になっていると考えております。

さらには、就労支援分野で実績のありますいろんな事業者ヒアリングをしたところですが、そういった刑務所出所者等に対する支援ということで、既に高い専門性を有している現行の事業者との競争に当たって、その競争に十分な体制を用意することに非常にコストがかかることも参入障壁の一つとして伺っているところでございます。

これまで競争性の確保に向けて、可能な限り取組を実施してまいったところですが、本事業の目的達成と質を維持しつつ、これ以上、事業内容について改善を図ることは困難であると考えておまして、今期をもって終了プロセスに移行して、今後の事業は厚生労働省の責任において実施することとさせていただきたいと考えております。

協力雇用主等支援業務については以上です。

次に、資料1-1-2で支給業務の説明をさせていただきます。

事業の概要の1の(1)ですけれども、支給業務においては刑務所出所者等の就労に関する支援メニューの実施経費についての審査の支給を実施しておりまして、メニューの内容としては大きく分けて職場体験講習、試行雇用助成金、セミナー、事業所見学会に要する経費の支給等の業務を行っています。

2ページの(6)受託事業者決定の経緯のところを御覧ください。令和3年度は、事業分割前から継続受注している事業者、全国就労支援事業者機構ですけれども、こちらが1者から応札がありまして、契約を行ったところでございます。

2ページから3ページにかけての2番の確保すべき質の達成状況及び評価のところでございます。

(1)及び(2)の業務履行の遵守、適正な審査については、適切に業務を遂行いただいたと思っております。

(1)の6週間以内の支給決定のところですが、水準が80%以上としておりましたけれども、令和3年度は77.1%という結果でございました。しかしながら、支給決定に7週間以上要したケースについては、全て支給先の事業主側の書類の不備対応というところに相当の期間を要しておるということでございまして、確認したところ、必ずしも受託者の対応に問題があるというふうには考えなかったために、おおむね達成したと評価をしております。

その下の3番の実施経費の状況及び評価のところは、市場化テスト導入前の令和元年度と令和3年度を比較しまして、9.6%削減されております。

その下の4番の外部有識者からの評価です。これも先ほどと同じですが、厚生労働省内において開催しています外部有識者による業務実施評価のチェックにおきましては、業務継続については問題ないという評価を得ております。

4ページの全体的な評価のところですが、全体的な評価としましては④の公共サービスの質、⑤の経費削減の面からはおおむね良好な実施状況であると思っておりますが、③の令和3年度契約は1者応札が続いているという状態でございます。

6番の今後の事業ですが、令和2年度に事業分割をしまして業務内容が限定されて、本事業の支給業務は特に受注可能な事業者が増加したと考えられてはおりますけれども、これまで刑務所出所者等の就労支援に関する事務・経理業務自体が単体で外部発注されて

いることがなかったのに、ノウハウの蓄積がなかったと考えられまして、それが新規参入の負担につながったことが、3年度までの1者応札の継続の理由と考えております。

この負担軽減に向けまして、これまで情報開示の充実とか入札関係書類の見直しに加えまして、事業者一つ一つに丁寧な周知・説明ということで個別にアプローチしていったところ、令和3年度に調達手続をして、4年度からの契約の分については新規2者の応札があったところでございます。

市場化テストをやるとすれば3期目に当たることとなりますけれども、4年度契約の入札結果は2者になったということで、これも踏まえまして、本事業についてはおおむね良好な実施結果が得られていることから、こちらも今期をもって終了プロセスに移行し、今後の事業は厚生労働省の責任において実施することとさせていただきたいと考えております。

最後になりますけれども、以上の御説明のとおり、今期をもって市場化テストを終了することにつきまして御審議いただければと思っておりますけれども、市場化テストを終了した後も、これまでの審議や御指摘とか、いろいろチェックの観点を実施してまいりましたので、こういったことも全て踏まえまして、厚生労働省自ら質の向上やコスト削減等に努めてまいりたいと考えてございます。

私からの説明は以上になります。

○中川主査 ありがとうございます。

続きまして、当事業の評価（案）について、総務省から御説明をお願いします。なお、御説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 総務省から、評価（案）について説明いたします。資料A-1を御覧ください。

事業の概要については、先ほど厚生労働省から説明がありましたので、省略いたします。

続いて、2ページ目、評価について説明いたします。

結論を先に申し上げますと、終了プロセスに移行することとしたいと考えております。評価は、厚生労働省から提出された令和3年4月から令和4年3月までの実施状況についての報告に基づき、サービスの質の確保、実施経費及びその前提としての競争性等の観点から評価を行いました。

確保されるべきサービスの質については、事業①協力雇用主等支援業務は全て目標を達成しております。事業②支給業務等は、トライアル雇用結果報告書兼試行雇用助成金支給申請書を受領してから6週間以内の支給・不支給決定が80%以内という目標に対して、

結果が77.1%となっておりますが、いずれも事業主における申請書類等の不備対応に相当の期間を要したことが原因となっており、事業者の対応に問題はなかったことから、おおむね達成できていると言えます。

経費については、4ページに記載しておりますが、市場化テスト導入前の従来経費と比較して、事業①協力雇用主等支援業務では、各実施対象地域において削減を達成しており、全体では4.9%の削減を達成しております。また、事業②支給業務等では、9.6%の削減を達成しております。

競争性改善のための取組について、4ページから5ページに厚生労働省が実施した主な取組を記載しております。令和2年度事業から令和3年度事業では、性質が異なる業務を分割、公告期間の延長、業務内容の明確化などを実施し、令和4年度事業では入札参加資格を全等級に拡大、事業者への周知徹底をさらに実施しました。

事業①②共に、令和3年度事業まで1者応札が継続しておりましたが、既に入札を終えて事業を開始している令和4年度事業については、事業①協力雇用主等支援業務は引き続き1者応札となっておりますが、事業②支給業務等は新規2者からの応札があり、競争性が確保されました。

5ページ目、業務の特殊性等についてです。事業①協力雇用主等支援業務は、業務遂行には刑事司法手続や国が実施する刑務所出所者等への就労支援施策に関する専門的な知識が必要であり、刑務所出所者等への支援は、国や地方公共団体に加えて、保護司や篤志面接委員等のボランティア、更生保護法人等の民間団体との連携体制を築くことが非常に重要となります。

また、刑務所出所者等への就労支援を目的として設立された各都道府県の特定非営利活動法人就労支援事業者機構が継続受注しており、新規参入に当たっては、既にノウハウを十分に持ち、関係機関との連携体制が構築されているなどの極めて高い専門性を有する現行事業者との競争が必要となります。そのため、新規事業者の参入が困難であると考えます。

事業②については、事業①協力雇用主等支援業務ほど専門性を要し、かつ特殊な業務ではないため、事業を分割したことにより、支給業務単体を受託できる事業者は増加したと見込んでおりましたが、これまで刑務所出所者等の就労支援に係る事務・経理業務が単体で外部発注されることはなかったため、事業者にノウハウの蓄積がなく、新規参入の負担が大きいことが、市場化テスト2期目の令和3年度事業まで競争性の確保が困難であった

理由として考えられます。しかしながら、新規参入における負担軽減のため、市場化テスト3期目の令和4年度事業では、入札実施要項のさらなる見直しを行い、事業者への丁寧な周知に取り組んだところ、新規2者からの応札があり、競争性が確保されております。

6ページ目、評価のまとめです。業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質について、事業①は全て目標を達成していると評価でき、事業②は支給・不支給決定に7週間以上要した申請があったものの、いずれも事業主における申請書類等の不備対応に相当の期間を要したものであり、受託事業者の対応には問題がなかったことから、おおむね目標を達成していると評価できます。

また、実施経費についても、事業①②共に経費削減が達成されたものと評価できます。

一方、市場化テスト2期目の令和3年度事業①及び事業②共に一者応札が継続していたものの、市場化テスト3期目の令和4年度事業の入札結果も考慮すると、事業②は、2者応札となって競争性が確保され、事業①は、引き続き1者応札となったことから、事業①のみ競争性の確保について課題が残っております。

これまで可能な限りの改善策を講じているものの、さきに説明いたしました業務の特殊性等の事情から新規事業者の参入が難しく、本事業の目的を達成し、質を維持するためには、これ以上の改善を図ることは困難であり、市場化テストの実施だけでは実施状況のさらなる改善が見込めないものと考えます。

7ページ目、今後の方針です。本事業については、事業①で、競争性の確保において課題が認められるため、総合的に勘案すると、良好な実施結果を得られたと評価することが困難であるものの、事業①については市場化テストの実施だけではさらなる改善は見込めないものと認められます。

以上のことから、本事業については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」Ⅱ. 1. (2)の基準を満たしているものとして、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することとしたいと考えます。

市場化テスト終了後は、公サ法の対象から外れることとなるものの、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきたことを踏まえた上で、厚生労働省自ら公共サービスの質の維持向上、コストの削減及び事業の透明性の確保を図っていくことを求めたいと考えます。

さらに、厚生労働省に対し、今後も受託者の決定プロセス及びコストの透明性を確保するよう求めるとともに、本事業の目的・理念に沿う範囲内で、事業の実施方法等についての見直しを含めた不断の検討を要請します。

なお、今後の契約状況によっては事後調査を行うほか、市場化テストの対象事業として再選定されることもあります。

以上です。

○中川主査 ありがとうございます。ただいま御説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価（案）について、御質問、御意見なり御発言をお願いいたします。辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

資料1-1-1の5ページ目でございます。5ページ目の真ん中あたりに、契約額が300万円近く下がったとの記載がございますが、念のための伺いです。今回、コロナが始まったことによって、受託者さんの業務内容に何か変化があったのではないかと推測するのですけれども、どのような変化があったのでしょうか。

○小林室長 御質問ありがとうございます。今の御質問につきまして、当室の矢野から回答させていただきたいと思えます。

○矢野室長補佐 就労支援室室長補佐の矢野と申します。私から回答させていただきます。よろしく願いいたします。

特にコロナの関係で一番苦労した点としましては、いろいろと事業主にアプローチするに当たりまして、対面でのアプローチがなかなか困難だという状況がございました。そのため、それに代わるものとして、例えばお電話とかお手紙を出したりとか、そういうところを少し工夫しまして、当然それだけでは細かい点とかやり取りできませんので、可能な限り感染防止策を十分考慮した上で対面での対応もしたんですけども、そこら辺が十分でできなかったというのが、コロナの影響で大きく出たところではないかと思っております。ただその分、いろいろと積極的に働きかけを受託者もやっていたいただきましたので、先ほど御紹介したとおり、結果としましてはかなりアプローチ等もできたと思っております。

以上でございます。

○辻副主査 分かりました。念のためですけれども、対面が減ったとお伺いしましたが、ざっくりで従前の何割ぐらいに減ってしまったのでしょうか。

○矢野室長補佐 すみません。少々お待ちください。申し訳ございません。ざっくりというところで、あまりいいかげんなのはお答えするのも大変失礼ですので、少し確認を取って、改めて資料等で御報告したいと思うんですが、すみません。

○辻副主査 ありがとうございます。分かりました。

次、もう1点なんですけれども、同じページの下に刑事司法手続という言葉がございます。これ具体的には、通常、刑事司法手続というと、捜査、公判、判決で終わるような気がして、その後に刑務所における仮釈放とか、そういう手続も含むのかなと思ったんですが、具体的に刑事司法手続というのはどういう内容を指しているのでしょうか。

○小林室長 当室の片柳からさせていただきます。

○片柳特定求職者雇用対策専門官 質問ありがとうございます。就労支援室の片柳と申します。よろしく願いいたします。

こちらの資料に記載させていただきました刑事司法手続と申しますのは、本事業の就労支援の対象となる協力雇用主等の事業主に雇用していただきたい方々が、刑事司法手続のまだ中にいる者と申しますか、仮釈放中の者であったり、保護観察の処分を受けた者が対象となってまいりますので、委員もおっしゃいましたような、そういった保護観察とか刑務所に移った後の手続も含めて、刑事司法手続ということで記載させていただきました。

以上でございます。

○辻副主査 なるほど。ですと、先ほどの捜査とか公判とか、その辺りも全く含まないという理解でよろしいですか。

○片柳特定求職者雇用対策専門官 どちらかと申しますと、捕まってしまった後の話ですので、捜査、公判については、全くとまでは申せませんが、かなり少ないというふうに認識しております。

以上です。

○辻副主査 分かりました。

続いて、刑務所出所者等の就労支援に関する知見という部分も、もうちょっと具体的にはどのような知見が求められているのでしょうか。

○小林室長 職業紹介のマッチング自体は、ハローワークで紹介行為自体はしますけれども、そこまでにいく方について就労、要は就職するに当たっての心得であるとか、その方の職業の適性を御相談したりするといったところが知見というふうに考えております。

○辻副主査 分かりました。今後、終了プロセスを経た後は、恐らく新規参入で手を挙げようとする方々は、刑事司法手続という言葉とか、出所者等の就労支援に関する知見という言葉だけだと、恐らく自分は全く知識がないなと思ってしまって、手を挙げづらくなると思いますので、なるべくこの辺りを具体的に説明していただけるような資料を作っていただければと思ったところでございます。これは感想でございます。

それからもう1点だけ、すみません、同じページの1行、2行下ぐらいに、「関係機関等との連携体制を築くこと」ってございます。この「連携体制を築くこと」というのは、具体的にどのような行為が求められているのでしょうか。

○矢野室長補佐 就労支援室の矢野と申します。私から回答させていただきます。

実際にアプローチをかけたときに、そのアプローチ結果も含めて関係機関との情報を共有したりとか、あと実際、関係機関がいろいろと対応されている情報なども含めて、それを受けて、ある程度アプローチの仕方も考えたりということもございますので、そういうところでいろいろと情報を共有したり、実際に把握した情報を逆に関係者で共有したりとか、そういうところの連携というふうに理解しております。

以上でございます。

○辻副主査 今伺った感じからすると、それほど特殊な知識とか技能が求められているわけでもなさそうな感じがしたんですが、この辺りいかがでしょうか。

○矢野室長補佐 特殊なやり方というよりは、関係者といかに連携を図っていくかというところがすごく大事なところでございますので、その辺がやったことがないところだと、そもそもどうやってそういうところと連携したらいいかというのが分からないという意味で、このような形で整理させていただいたところでございます。

○辻副主査 分かりました。どうもありがとうございます。

私からは一旦以上でございます。ありがとうございました。

○中川主査 ほかにいかがでしょうか。川澤委員、お願いいたします。

○川澤専門委員 支給業務のほうなんですけれども、資料1-1-2の3ページの外部有識者からの評価の部分で、1つ目のパラグラフのところの一般会計特別会計公共調達委員会は事前の審査だと思うんです。厚労省で開催された雇用保険の懇談会というのは、支給業務も対象になっているのでしょうか。すみません、さっきざっと拝見すると、もう一つの支給業務ではなくて、支援業務は対象になっているかと思うので、支給業務のほうもまとめて審査されているという理解でよろしいんですか。

○小林室長 雇用保険二事業懇談会の単位としては、刑務所出所者等就労支援事業ということで一つの項目となっています。両方入っています。

○川澤専門委員 分かりました。これは毎年度、審査されるということによろしいんですか。

○小林室長 雇用保険二事業懇談会のスケジュールは、例年ですと事業の実施前に1回やって、その後、目標とか設定をするんですけども、事業が終わった後にもう1回評価をやって、年に2回ずつぐらいのサイクルでやられています。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○中川主査 ほかにございますでしょうか。浅羽委員、お願いいたします。

○浅羽副主査 御説明ありがとうございます。浅羽でございます。私は、資料1-1-1、3ページの(2)事業の目標及び結果について質問をさせていただきたいと思います。

目標値と実績のバランスを見ますと、接触事業者数あるいは開拓求人数共に非常に良好な結果であるという評価が、これで見いだせると思います。ただ、ちょっと気になるのは、目標値の設定のところで、コロナ禍ということで、この目標値設定のときにもととの実績よりも低く抑えて目標値を置いたのか、それともそうしたことは一切関係なく、従前と同じような目標値を置いていたのかどうか、その点について教えていただけないでしょうか。

○矢野室長補佐 就労支援室、矢野から回答させていただきます。

コロナ禍ということがありましたけども、これは2年度からもコロナというのは影響が出ていたもので、2年度も含めてであります。この目標というのは特にコロナで数字を下げたことはなく、従前どおりということで設定をさせていただきました。

以上でございます。

○浅羽副主査 ありがとうございます。ということは、この評価としては高く評価しているということで間違いのないということですね。

次に、ちょっと気になるんですけども、今後、厚生労働省でということをおっしゃられていましたけれども、接触事業者数や開拓求人数の今後の目標値については、今般かなり実績は高い数値が出ていて、例えば東京都の開拓求人数は目標値の2倍以上ということで、高い数値が出ているんですけども、今後の目標値の設定はどのようにお考えでいらっしゃいますでしょうか。

○小林室長 先ほど申しましたように、省内の雇用保険二事業懇談会をはじめ、省内でも事業の中身の審査が行われます。それから、予算要求とかするに当たっても、詳しく実績と予算の乖離という点では審査されますので、基本的にこの実績を踏まえて、来年度以降も落とすことなく、今回伸びていますから、落とすことなく設定をしていきたいと考えてございます。

以上です。

○浅羽副主査 承知いたしました。どうもありがとうございます。

○中川主査 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、御審議ありがとうございました。審議はここまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 ありがとうございます。御意見等いただきましたが、実施結果報告及び評価(案)について特段の修正はなかったと理解しております。

ただ、辻委員からございました対面のアプローチ方法がどれくらい減ったかという点については、後ほど回答するというところでございましたので、後ほど厚生労働省から当室に回答をいただき、委員の皆様にご連絡するというところでよろしいでしょうか。

それでは、厚生労働省さん、追って調べた結果を御報告お願いいたします。

○小林室長 分かりました。

○中川主査 それでは、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告することといたします。

事業評価(案)の審議は以上となります。本日はありがとうございました。

○小林室長 どうもありがとうございました。

(厚生労働省退室)

(法務省入室)

○中川主査 では次に、刑事施設の運營業務について、法務省矯正局成人矯正課、森田企画官から御報告をお願いしたいと思います。なお、御説明は15分程度でお願いいたします。

○森田企画官 ただいま御紹介にあずかりました法務省矯正局成人矯正課の企画官をしています森田と申します。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、刑事施設の民間委託につきまして説明をさせていただきます。お手元にお配りかと思えますけれども、資料2を御覧になっていただけますでしょうか。こちらの資料に基づいて説明させていただきます。

まず、表紙をめくっていただきまして、刑務所PFI事業と書かれた資料を御覧いただければと思います。刑務所の運營業務の包括的な民間委託につきましては、私どもまずPFI手法を活用しまして実施をしたところでございます。

PFI手法を活用した刑務所の運營業務につきましては、我が国だけではなく、諸外国でも導入している実績がございまして、本日はその経緯も含めて簡単に説明させていただきます。

刑事施設の運營業務をPFI手法で活用する流れにつきましては、大きく諸外国では英米法系と大陸法系の2つに分かれていると承知しております。英米法系では、行政権限は委託可能だという整理の下、包括的な民間委託を行っております。よくアメリカで民営刑務所のように言われますけれども、そちらがこちらのカテゴリーに入るわけです。当然、民間が運営しているというだけであって、刑務所の運営権限自体は、英米法系でも政府が持っているということになります。ただ、委託の範囲が、今申し上げましたように包括的な範囲でございまして、政府としては監督官やモニタリングを実施する職員、あと実力行使をする職員が数人配置されているほか、全てに民間の職員が業務を実施しているという状況になっております。

一方、ドイツやフランス、こういった大陸法系の民間委託の考え方につきましては、基本的には刑の執行というのは国家の排他的専権事項というふうに整理がされております。これは歴史的なお話をいろいろ聞くとところによりますと、国王の権限が大陸法系で強かったということもありまして、行政権限というのは公正・中立な立場で運営できる公務員であるべきという考え方がありまして、公権力の行使に関わらない周辺業務を民間に委託するというのが大陸法系の考え方ということでございます。そのため、主にPFI事業者は食事の提供や衣類・寝具の洗濯といったホテルサービス、あと職業訓練については希望する受刑者に対して実施しているということもございまして、こういったものが民間で実施されてございまして、政府としましては実力行使や権利の制限をやっているということもございました。

我が国はどちらの方針を取っているかといいますと、大陸法系に軸足を置きながら、英米法系のように公権力の行使に関わる業務についても一部民間委託をしているところがございます。

真ん中の官民協働刑務所というところを見ていただければと思いますけれども、公権力につきまして、比較的公権力性の高いもの低いものというふうに分けまして、例えば実力行使、実際に制止をしたりする行為、刑務所の運営の中にはそういうものもございすけれども、こういった行為とか、あるいは権利を制限することがございます。あるいは新たに義務を課したりする行為とか、刑務作業の賦課といったような行政処分的なものについては民間に委託することは難しいであろうということで、こちらは国が実施をしております。

その一方で、施設の警備や収容監視、あるいは刑務作業や職業訓練を実施する行為については、きちんと法律の根拠を設けることによって、民間に委託できるのではないかとこの考えの下、当時は構造改革特別区域法という法律の中に刑事施設の運営の特例措置という形で入れさせていただきました。

このときの考え方といたしましては、これまで官が独占していた刑事施設のサービスを民間に開放するという意味で、一つの規制緩和というふうに位置づけまして、特区法のスキームで実施させていただきました。

私どもとしてもいきなり刑事施設の民間委託というのはハードルが高いということもございすし、どうしても民間委託をするということになりますと、地域の自治体の御理解も必要になってきます。たまたま特区法につきましては、御案内のとおり、地域がいろいろ規制緩和の発案をするというスキームを取っておりますので、まさにそういった刑事施設の民間委託をする試行としては適切なのではないかとこのことで、特区法の手法を取っております。

ですので、公権力の行使に係る、この表で見ますと、青く囲んでいる業務を民間委託するために特区法のスキームを使いつつ、入札手続等についてはPFI手法を活用するというやり方を、私ども今までしてまいったところがございます。

下段のところ組織図になっておりまして、まさに官民協働というように、国側としては所長をはじめとする幹部職員、それと民間事業者も総括業務責任者という業務を取りまとめる人たちと、あと各業務の業務責任者、それと実際、業務に従事されます一般職員の方々ということで運営をしているということでございます。

これが我が国の刑務所PFI事業の内容でございます。

次のページをおめくりいただけますでしょうか。我が国の刑務所PFI事業につきましては、大きく4つの施設で始めたところでございます。

1つが、今回、御審議の対象になっております美祢社会復帰促進センター、こちらは山口県美祢市というところで、秋吉台、秋芳洞があるところです。それと島根あさひ社会復帰促進センター、これは島根県の浜田市でございます。それと喜連川社会復帰促進センターと播磨社会復帰促進センター、こちらにつきましては昨年度、第1期目の事業期間が終了いたしまして、新たに公サ法事業として本年4月から運営を開始しているところでございます。こちらにつきましても監理委員会の皆様のいろいろ御助言、御支援等もいただきながら、今、4月、5月と2か月たったところでございますけれども、おかげさまで円滑に業務が進められているところでございます。

実は美祢、島根と喜連川と播磨で一つ大きな違いがありまして、美祢と島根につきましては建物の設計・建築から民間に委託をしているというものでございます。一方で、今、公サ法事業で行っております喜連川・播磨につきましては、建物は国が整備をいたしまして、その運営を官民協働で実施しているという、いわゆる公設民営型の施設ということでございます。

業務の内容といたしましては、美祢社会復帰促進センターについては犯罪傾向の進んでいない男子の受刑者500名と女子の受刑者約800名、島根あさひ社会復帰促進センターについては、同じく犯罪傾向が進んでいない男子の受刑者を約2,000名収容しているところでございます。

事業期間はそれぞれ20年間ということになっておりまして、美祢社会復帰促進センターにつきましては平成17年6月に事業契約を締結し、その後、建物の設計・建築を経まして、約2年後の平成19年4月から運営を開始しております。島根あさひ社会復帰促進センターにつきましては、その1年後、平成18年10月に契約を結びまして、20年10月から運営を開始しているところでございます。現時点で美祢社会復帰促進センターについては残り3年、島根あさひ社会復帰促進センターについては残り4年という状況になっております。

次のページをめくっていただけますでしょうか。こちらはPFI事業におきまして、民間事業者を実施していただいております各種教育や職業訓練のプログラムでございます。

美祢と島根と喜連川と播磨、紹介しているプログラムの分量で見ますと、美祢と島根のほうはかなり多いというのが印象としておありかと思えますけれども、建物の設計・建築から始めているところもございまして、こういった職業訓練や教育プログラムを実施するという前提の下、いろいろ施設整備をしていただいています。例えば島根あさひ社会復帰促進センターでは盲導犬のパピーを育成するプログラム、これをするためには相応の施設上の準備も必要になってまいりますので、そういったものをしていただいたりとか、あと美祢社会復帰促進センターではペットのトリマーとして働くための資格取得を取らせるようなペット総合科や、ヤフー株式会社と連携しましてストアサイトの制作を実施するような職業訓練というものを実施したりしているところでございます。

こういったところで民間事業者に教育プログラムや職業訓練を実施していただくということで、民間事業者のノウハウやネットワークを活用して多種多様な教育プログラムが実施できているとともに、職業訓練につきましてはまさに民間企業の方に参入していただいているということもございまして、雇用する側としてどんなスキルが必要なのか、そういった観点からいろいろ職業訓練の御提案をいただいているところでございまして、民間のノウハウを活用するメリットは非常に大きいのではないかと考えております。

今説明させていただきましたのが、現行のPFI事業ということでございます。

続きまして、資料Bを御覧いただけますでしょうか。喜連川・播磨につきましては、既に公サ法のスキームの中で民間委託を始めているところでございますけれども、美祢社会復帰促進センターにつきましてはこれから始めさせていただきたいと思っております。先ほど申し上げましたように、構造改革特別区域法は地域を限定してまずは実施をするという、いわゆる試行としての法令的な措置ということもございまして、美祢と島根で試行でまずやってみて問題なかったということもございまして、公サ法のほうにこの仕組みをそのまま移すということで、全国の刑事施設で実施が可能になったという状況でございます。

ですので、美祢社会復帰促進センターも、先ほど御覧なっただきましたように、公権力の行使に関わる業務も民間委託をしているということもございまして、先ほどのまさに職業訓練とか教育プログラムも公権力の行使に関わる業務ということでございまして、これも委託するには公サ法、法律の根拠が必要となってまいります。

先ほど申し上げましたように、民間に委託することによって一定の成果が、いろいろな多種多様なプログラムを実施していただいたということもございまして、契約が終わった次の事業においても、ここの部分というのは引き続き実施していきたい。そうなります

と、活用するスキームとしては公サ法のスキームということになるかと思ひまして、美祢社会復帰促進センターの次期事業につきましても、公サ法のスキームを活用させていただきたいと思っております。

事業期間は、先ほど申し上げましたように全体で20年間の事業期間で、2024年に事業は終了するという事で、あと3年間あるんですけども、これはスケジュール的に見ますと、引継ぎの業務、あとは契約のプロセスを鑑みますと、2年間は必要であろうというふうに考えていまして、さらにそれから予算要求のために1年間の準備が必要になってくるということになりますと、ちょうど3年ということで、今年の夏の概算要求をさせていただく必要があるということもございまして、今年度の公共サービス改革法の計画の中にぜひ盛り込んでいただきたいと考えているところでございます。

次のページをおめぐりいただけますでしょうか。具体的に委託する範囲でございますけれども、これはまさに今、概算要求の作業を始めているところでございまして、まだ確定したところではないんですけども、今、私どもで考えている委託の範囲というものの、青字で書いてある「美祢PFI」は現行の事業、そして真ん中にあります「喜連川・播磨」は本年度から実施しています公サ法事業、それと「美祢公サ法(案)」と書いてありますが、今考えております美祢センターの次期事業の委託範囲でございます。

美祢のPFIでやっていたもの、ここに書いてあります総務系業務の中では、写真撮影のための身体検査、それと金品の検査、あと物品その他の引渡しの実施や領置物品の保管といったものでございますけれども、こちらについては喜連川・播磨の公サ法事業では民間に委託せずに国に戻しております。ただ、美祢センターにつきましては民間独自のシステムを導入してございまして、次期事業についてもこういったシステムを活用して民間委託はできないものかと思っております、委託の範囲にできないかなと考えております。

特に美祢と島根につきましては、位置情報把握システムというシステムを活用しまして、通常の刑務所ですと、受刑者が施設内を移動するときには必ず刑務官がついていくというやり方を取っているんですけども、この位置情報把握システムを導入することによって、美祢と島根は受刑者1人で施設内を移動することができる運用となっております。このシステムのためにも生体認証を取ったりする必要があるということもございまして、写真撮影も民間に委託をしようかなと考えております。

ページをめくっていただきまして、警備のところでございますけれども、こちらについても喜連川・播磨では国に戻しているところではございますけれども、美祢センターにつ

きましては施設の設計から民間に委託をしてもらっておりまして、特に美祢と島根の施設のコンセプトというのは地域に開かれたソフトな外観というものを目指しているところでございます。例えば刑務所でありますと、コンクリート製の塀であったりとか、あと居室の窓には鉄格子があったりとか、そういったものが一般的なんですけれども、美祢センター、島根センターにつきましては、コンクリート製の塀に代えてフェンスを設けたりとか、あと居室の窓についても鉄格子ではなくて、強化ガラスの窓というような施設構造になっているという関係もございまして、それに対応した警備システムの導入を引き続きしてまいりたいと考えております。そのため、喜連川・播磨では警備業務を国側に戻しておりますけれども、美祢の公サ法ではこういったシステムに係る部分を中心に、引き続き、民間に実施していただきたいと考えているところでございます。

それ以外のところにつきましては、喜連川や播磨と同じような形で、民間委託を引き続き実施してまいりたいと考えております。

最後、参考というところでございますけれども、既に公サ法事業として第Ⅱ期目の事業を実施しております静岡・笠松の刑務所における民間委託業務、こちらも2023年に第Ⅱ期事業が終了いたしますけれども、こちらも引き続き、2024年から第Ⅲ期事業を実施したいと考えております。

こちらにつきましては事業評価、前回、私が出席させていただきました委員会でも説明させていただきましたとおり、一定の成果も上がってきているということもございまして、引き続き民間委託を進めてまいりたいと思っております。総務業務と警備業務につきましては、当時、過剰収容状態ということもございまして、民間に委託できるものは全て民間に委託しようということで業務を細かく細分化して切り分けています。しかしながら、細分化したがゆえに、業務がかえって滞ってしまうようなところもございまして、そういったところを踏まえて、総務・警備業務については国で実施をするという形で、委託を今回は見送ろうかと思っております。

その他作業、職員訓練業務、教育業務、こういった業務につきましては民間のノウハウを十分に活用できると考えておりますので、第Ⅲ期目の事業につきましても、引き続き、民間に委託してまいりたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○中川主査 ありがとうございます。それでは、ただいま御報告いただきました件について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。川澤委員、お願いいたします。

○川澤専門委員 御説明ありがとうございます。1点、4ページ目の静岡・笠松刑務所では、収容関連サービス業務の給食、調理についても委託と記載されております。翻って、2ページ目の美祢ですとか喜連川も、これは給食業務も調理が含まれておりましたでしょうか。その点だけ確認です。

○森田企画官 失礼いたしました。ここで調理についても委託というふうに書いてありますのは、喜連川と播磨につきましては民間事業者の方がメニューを作成して、職業訓練として受刑者を使って実施をしているということでございまして、その意味では調理自体、調理そのものについては受刑者が実施しているところでございます。今回の静岡・笠松の第Ⅲ期事業については、調理も含めて民間に委託をしようという趣旨でございます。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○中川主査 ほかにいかがですか。

私から1点質問させていただきます。資料Bの2ページ目、総務業務について、美祢センターでは民間独自のシステムを現在利用されているということですが、この独自システムの所有権はPFIにございますでしょうか、それとも法務省のほうでしょうか。

○森田企画官 事業期間にわたって民間事業者が所有をするという形にはなっておりますけれども、事業終了後には全て引き渡してもらうという形を取っております。

○中川主査 分かりました。ありがとうございます。それでは、公サ法が適用になった場合にも、その点は障害にならないということで理解をいたしました。ありがとうございます。

ほかに何か御意見、御質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、意見交換はこれまでとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○森田企画官 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(法務省退室)

— 了 —